業務委託仕様書

京都市子ども若者はぐくみ局こどもみらい館
担当者：企画総務担当　渋谷
ＴＥＬ：０７５－２５４－５００１
ＦＡＸ：０７５－２１２－９９０９
ＭＡＩＬ：kodomo-mirai-somu@city.kyoto.lg.jp

1　委託業務名

こどもみらい館誘導灯取替業務委託

2　委託期間

契約締結日から令和９年３月５日(金)まで

3　委託する業務

(1) 目的

当館の避難経路（共用部）に設置の誘導灯について、ランプ切れ等により常時点灯していない状態を改善するため、機器本体の取替工事を行い、館内における利用者の安全性を向上させる。

(2) 作業日時

現地作業は委託期間内の１日とする。事前に当館担当者と日程及び工程調整を行うこと。

(3) 対象機器

下表に掲げる機器（パナソニック製・新品）を使用すること。なお、同等品の使用は不可とする。

品　名	規　格	数　量	備　考
誘導灯（誘導音付点滅形）	FA20337KLE1	1 台	
避難口表示灯	FK20300	1 枚	
リニューアルプレート	FK21724C	1 個	既存撤去跡の隠蔽及び納まり調整

(4) 作業内容

①　既設機器の確認・撤去

現地にて既設誘導灯の状況・配線を確認の上、安全に停止・撤去作業を行うこと。

②　新規誘導灯・避難口表示灯・リニューアルプレートの取付施工

対象機器を正しく組み立て、既設撤去箇所へ隙間なく取付け施工を行うこと。

③　配線・結線工事

電気工事関係法令に基づき適切に結線工事を行い、通電時の正常な点灯を確認すること。なお、誘導音機能・点滅機能及び非常点灯動作の確認は本業務の対象外とする。

④　養生・片付清掃

施工周囲の養生を徹底し、作業終了後は作業箇所の清掃を行うこと。

⑤　確認・検査

取付状態、配線接続状態及び点灯状態を当館担当者が確認する。不備が認められた場合、受注者は速やかに手直しを行うこと。

⑥　原状回復・廃材処分

取替に伴い発生した既設機器、梱包材、廃材等は、受注者が責任を持って関係法令に基づき適正に持ち帰り処分すること。

4　成果物

業務完了にあたっては、次の書類を当館担当者へ提出すること。

・業務完了届：1 部

・業務報告書（施工前・中・後の記録写真等を添付すること）：1 部

5　その他

(1) 見積提出にあたっての注意事項（現地の下見）

①　必ず事前に現地の下見を行い、対象機器の設置状況を確認すること。

②　下見の日時は、事前に当館担当者と調整すること。対応時間は平日の 10 時から 17 時までとする。

(2) 見積書の宛名は「京都市長」とすること。

(3) 見積書の提出期限は 令和 8 年 11 月 27 日(金)17 時 までとする。

(4) 見積書は、電子メール、FAX、郵送のいずれかでご提出すること。

※　電子メールまたは FAX で提出し、見積額が税込 10 万円を超える場合は、後日、見積書の原本を提出（郵送等）すること。

(5) 見積内容を審査の上、決定業者にのみ連絡を行う。

(6) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または施工中に予期せぬ状況が発生した場合は、速やかに担当者と協議すること。

(7) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了及び検査合格後、一括で支払うものとする。

参考（既設の誘導灯）

